

朝霞市物品売買契約約款

(総 則)

第1条 受注者は、朝霞市物品売買契約書（以下「契約書」という。）記載の物品を発注者の提示した別冊仕様書及び図面並びに関係書類等（以下「仕様書等」という。）に基づき、頭書納入期限内に納入しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約の変更)

第3条 発注者は、特に必要があるときは、仕様書を変更することができる。この場合契約金額又は納入期限その他の契約に定める条件を変更する必要があるときは、発注者と受注者が協議して定める。

(特許権等の使用)

第4条 受注者は、この契約の履行につき、物品の全部又は一部について、特許権その他第三者の権利が設定されている場合において、その実施等につき第三者から異議の申出があったときは、すべて受注者の負担及び責任で解決しなければならない。

(納入期限の延長)

第5条 受注者は、天候の不良等その責めに帰することができない理由その他の正当な理由により物品を納入期限までに納入できないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面を提出し、納入期限の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(検査及び引渡し)

- 第6条 受注者は、契約書に定める納入場所に物品を納入したときは、直ちに書面によりその旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の通知を受けたときは、その日から10日以内に受注者の立会いの上検査を行い、検査に合格したものについては、その引渡しを受けるものとする。
 - 3 発注者は、検査の結果納入された物品の全部若しくは一部が契約に違反し、又は不当であることと認めたときは、受注者に対して修繕又

は交換を求めることができる。

(契約不適合責任)

第7条 受注者は、この契約における物件の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものがあるときは、別に定める場合を除き、その修補、代替物の引渡し、不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。ただし、発注者の指示により生じたものであるときは、この限りではない。

2 前項の場合において、発注者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、前項の請求をすることができない。ただし、受注者が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

(代金の支払)

第8条 受注者は、第6条第2項による合格品を完納した後書面をもって物品に係る代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項による適法な支払請求書を受けたときは、その日から起算して30日以内に物品に係る代金を支払わなければならない。

(分割納入に対する支払)

第9条 発注者が指定した分割納入が完納した後、受注者は、当該部分に対する物品に係る代金の支払を請求することができる。

(履行遅滞の場合における損害金)

第10条 受注者の責めに帰する理由により、納入期限までに物品を納入することができない場合において、期限経過後に納入する見込みのあるときは、発注者は、受注者から損害金を徴収して納入期限を延長することができる。

2 前項の損害金は、物品納入代金に対し遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

(発注者の催告による解除権)

第11条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく、履行に着手すべき期日を過ぎても履行に着手し

ないとき。

- (2) 納入期限内に納入しないとき又は納入期限後相当の期間内に納入を完了する見込みがないと発注者が認めるとき。
- (3) 正当な理由なく、第6条第3項又は第7条の引換え又は手直し等がなされないとき。
- (4) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (5) 受注者又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、発注者の監督又は検査の実施に当たり、職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者が、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第11条の2 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第2条の規定に違反し、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供したとき。
- (2) この契約の目的物を納入することができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の目的物の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。
- (8) 第12条の規定によらないで、受注者がこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受注者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。

(10) 公正取引委員会が受注者に対し、この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は同法第7条の2（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき又は排除措置命令又は納付命令において、この契約に関して、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(11) この契約に関して、受注者（受注者が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（受注者の契約解除権）

第12条 受注者は、発注者が契約書、約款、仕様書等に違反し、その違反によって物品の納入が不可能となったときは、契約を解除することができる。この場合、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。ただし、賠償額は発注者と受注者が協議して定める。

（紛争の解決等）

第13条 この契約について発注者と受注者との間に紛争が生じたとき、又はこの契約書に定めない事項については、契約規則によるほか発注者と受注者が協議の上定めるものとする。

2 この契約の締結後において著しい物価の変動等があり、契約金額が不適當となった場合は、その実情に応じて発注者と受注者が協議することができる。

（令和2年4月1日施行）